

ハイ口通信 From 北区

第 15 号
2022 年
12月8日

発行責任者
泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会
共同代表 富田 素實江
北 8 西 3 札幌市エルプラザ 2 階: レターケース 256
TEL 090 - 7644 - 4379 FAX 011-726-7234

緊急・寄稿詩 「核ゴミ」処分場の 「自己責任不在」のカラクリ

神恵内村「対話の場」委員会
公募委員 滝本 正雄

(詩人会議 会員)

「核のゴミ」処分場誘致を決めて2年が経ち、「文献調査」が終わろうとしています。NUMOに対する文書質問で、「処分場の事故責任不在」と言う重大な「カラクリ」の事実が判りました。

「核のゴミ」処分場が事故になって被曝被害の犠牲だけを村民に負わせ、被害補償は誰も取らない、被害補償の裁判を興そうとしても、相手が見えないと云う無責任な「カラクリ」に腹が立ち、村民にこの滑稽な「カラクリ」の仕組みを知らせています。その「カラクリ」の仕組みを、詩に纏めてみました。

この10月で

「核のゴミ」処分場誘致を決めて2年が過ぎて

「文献調査」が終わろうとしている

北海道・泊原発の隣り村の神恵内村

人口減少は止まず

高齢者の吹き溜まりとなり

限界集落がチラホラと見えて

人口800人を切る

北海道で2番目に小さな村

その村が

全国的に名を馳せたのは

村民に内緒で深く潜り

突然の議会議決が

「核のゴミ」処分場誘致の議決であった

泊原発に並べて「核のゴミ」処分場を建てること云う

深く潜った策謀の旗ひりは村長

東京からNUMOを呼びつけて

〈2面へ続く〉

福島第一原発事故の反省を後退

経産省 原発運転60年超可能

11月28日、経済産業省は原発の運転40年、最長60年としていた期間を再稼働に必要な審査や裁判所の仮処分命令で停止していた期間を除外し、60年を超える運転を可能にする行動計画案を総合資源エネルギー調査会(経産相・諮問機関)の原子力小委員会で示し、大筋で

了解されました。東京電力福島第一原発事故の反省を踏まえた依存度低減の方針(2012年)を後退させる内容になっています。脱原発弁護団全国連絡会は「40年運転制限撤廃に反対声明」を出しました。(1、2面に掲載)

原発の新增設および福島第一原発事故の最大の教訓である原発の40年運転制限を撤廃することに強く反対する声明

2022年11月24日 脱原発弁護団全国連絡会
共同代表 河合 弘之 共同代表 海渡 雄一

1 岸田政権は、本年8月、原子力を最大限活用すると表明し、これまでの方針を転換し原発の新增設という方針を打ち出した。また、報道によれば、経済産業省は、原子力発電所の運転期間を最長60年とする規制を撤廃する案の検討に入ったとのことであり、素案では運転期間に上限を設けず、規制委の審査を経て何度でも延長できるようにするというのである。このような政府の方針について、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、本年10月5日の記者会見で、「原則40年、最長20年延長できる」という規定(40年ルール)が原子力法等規制法から削除されることを容認したと報道され、原子力規制委員会は、11月2日、運転期間の上限を設けない新たな規制案を示した。

2 40年ルールは、福島第一原発事故において、2011年の事故時に1号機が運転開始から40年を迎える月にあり、設計の旧さなどが事故の進展に影響したこと等を踏まえ、運転期間の上限を設けることで老朽原発による事故を未然に防ぐという観点から、事故後、当時の民主党と野党だった自民党と公明党と3党の合意により定められた。

このように、福島第一原発事故の最大の教訓として、国民の代表である国会で、しかも超党派の合意で法改正され法制化された原発の運転期間制限撤廃の方針を、国民の意見を十分聞くこともなく打ち出すことは極めて問題である。

老朽原発は、経年劣化の問題だけでなく、設計の旧さや、施工技術等の旧さが指摘されている。実際、福島第一原発でも、非常用配電盤の設置場所が、すべて同じフロアに設置されるという古い設計だったことが、津波でいっせいに機能を失う原因となったことが指摘されている。

原発1基当たり1000~2000kmに及んで設置されているとされるケーブルも、古い原発は難燃性のもになっていない。 〈12面に続く〉

「核ゴミ」処分場の「自己責任不在」のカラクリ

〈1面からの続き〉

3年かけたと云う「勉強会」で何を学んだのかそれは、村民が異を唱える前に村議会で議決を急ぐ深謀術策であった

原発反対の諸団体から推挙を受けて

「対話の場」委員会の公募委員となり

反対の立場から被曝の危険性と意見を述べ

公開質問書は3回にわたり150項目以上であった

都合の悪い質問には答えようとしないNUMO

渋りに渋る回答はなかなか出さず

2年目にしてようやく出た回答に「びっくり」

「特殊放射性廃棄物に関する法律」付則1、2項の

処分場事故で対応が出来ずNUMOが逃げても

事故責任は問わないという法的免除の回答に

「それでは自己責任は誰が負うのか」の質問で

NUMOの回答は「まだ決まっていない」であった

「まだ決まっていない」ではなく

「決められない」のが本音であろう

「まだ決まっていない」という表現の裏には

「いづれ決めてくれるだろう」と考える賛成派の

「誤解の期待」が含まれている

原発では電力会社に電気料金で儲けさせ

原発事故の廃炉費用が嵩めば

全国の電気料金に忍ばせて国民から徴収して

原発の事故責任を電力会社に持たせるが

NUMOには収入も処分場建設資金もなく

これ以上 電事連に負担を強いるのが無理…と

国と電事連の「ずぶずぶ」の凭れ合いの図式である

何千億円とかかる建設資金も誰が出すの

建設費の出処が判明すれば

「事故責任」が追いかけるので

不明確のまま素通りさせる魂胆が見える

NUMOの法人登記の謄本を見れば

理事長は近藤俊介と云う御用学者で

役員は顔ぶれは電事連の面々

「核のゴミ」処分場建設には数千億円もかかるのに

その事業体に相応しい基本財産が見当たらない

処分場建設の費用も何処が出すのか不明のまま

それなりに「法人格の取得」は

国と電事連との「ずぶずぶ」の凭れ合いからであり

NUMOは電事連の「隠れ蓑」である

「ここ神恵内村では

最後の住民説明会(漁村センター)で村長は

「住民投票を視野に入れた概要調査も…」云々と

不用意にしても重大な発言をしている

事故責任不在のまま「概要調査」に進めば

国と電事連の「思いつく」で深謀術策の根は深い

結果として処分場誘致を決めた自治体と

「概要調査」を承認した都道府県に

被曝被害の保障責任が廻ってくる「仕組み」である

処分場誘致を決めた自治体が

滑稽な「カラクリ」に気がつかなければ

国と電事連の「思いつく」である

「核」を扱う場合は

常に「過酷事故」を想定せねばならず

NUMOが法的に「自己責任」が免除される以上は

「核のゴミ」処分場誘致を決めた村長や

被曝議決の賛成議員 請願者 賛成の人たちは

被曝被害の保障をどのように考えているのか

村民に具体的に示すべき重大な責務がある

「事故責任不在」のまま「概要調査」に進めば

後戻りはできず 住民が被曝被害を受けても

なんの保障もなく住民は「泣き寝入れ」の犠牲だけ

法的にも裁判をかける相手がいない仕組みだ

国も電事連も「自己責任」を逃れるためには

国民の被曝被害の痛みなど何も感じない

隠した裏の顔には冷酷さを共有しているのだ

後出しのTRU(低線量廃棄物)の処分スペースも

行き場のないプルトニウムやウランの捨て場となる

「核のゴミ」処分場誘致の交付金に目が眩み

処分場誘致に手を挙げれば

「冷酷さ」を隠した柔和な顔で上うえの歓迎ぶり

全国の同胞へ緊急の警告をする

「自己責任不在」の「核のゴミ」処分場誘致には

住民の被曝被害を担保にする仕組みとなっていて

結果として被曝被害の保障は自治体にならざる

住民だけが被曝被害の犠牲となる「カラクリ」に

闇雲に手を挙げてはならない…と

被曝被害の保障は10年や100年で終わらず

子どもたちの健全な「種」が脅かされる

「世代間倫理」と「SDGs」の提言に基づき

子どもたちに健全な未来を引き渡すために

賢明で冷静な判断を… 全国の同胞に警告する

2022年10月稿

神恵内村 窓岩



神恵内村 窓岩

オピニオン 原発と核ゴミ処理（地層処分）の安全管理を考える

- 寿都の地下300m以深も危険な世界 -

働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター

理事長 細川 誉至雄（北区の会 会員）

はじめに

私は一臨床医であって、原発や地震、火山や鉱物などについては素人である事をあらかじめお断りしておく。現在、かつて炭鉱で働いていたじん肺の方を多く診察している関係で炭鉱の地層や採掘方法に関心を持っている。炭鉱は日本のエネルギー産業を支えてきたが事故が繰り返して起こり、今はほとんどが閉山になっている。

一方、安全と言われた原発も2011年3月11日に福島第一原発で最大級の事故が起きた。事故から11年が過ぎても廃炉作業は困難を極め少なくともこれから30年はかかるという。温暖化による気候変動対策が急がれる中、岸田首相が急に原発の増設や古い原発再稼働を言い出し、原発規制委員会が原発「40年ルール」を見直すかも知れないとのニュースが流れた時は耳を疑った。まさか3・11を忘れたわけではないだろう。火山の影響や地震の影響が及ぶところは核ゴミの地層処分に不適と聞いていたが寿都町はいったいどうなっているのか答えを求めて、10月23日の「核ゴミ問題を考える北海道会議」が主催した寿都町訪問バスツアーに参加した。今回、炭鉱の採

掘技術を振り返り核ゴミの地層処分問題を考えてみたい。

1. 坑内掘り炭鉱と安全管理

北海道の炭鉱は空知を含め全道にまたがる。日本のエネルギー産業を支えてきた。夕張を含む石狩成田地域は白亜紀系から新第三紀系の堆積岩類（約5000万年前）が分布している。坑内掘りでは地層の年代が相対的に若いため地形が褶曲（しゅうきょく）し、ガスや水が多く含まれているため、斜坑採掘より立坑が多くなっていた。炭鉱では排気用、通気用の二本の立坑と湧水をくみ出すポンプは必須である。

三笠の住友特別炭鉱の立坑槽は当時東洋1の立坑と呼ばれた。地上51m、地下約735mに達する。しかしガス突出事故で多くの犠牲者を出し住友本社は1971年に炭鉱を閉鎖した。北炭夕張新鉱も第一立坑のエレベーターは一気に地表下800mの地底まで下りていく。地底の温度は36℃くらいになり大量の水や氷がなければ仕事ができない環境にある。最新鋭の設備を揃えたとしても1981年に大量のメタンガスが発生し海面下810mの深部で働いていた労働者93名が死亡。また坑内に59名が残ったまま沈下のため

注水した事は北炭夕張新鉱の大惨事として知られ1995年に北炭は事実上倒産した。

夕張では三菱南大夕張炭鉱も最後まで残っていたがガス爆発（死者62人）を起し1990年に閉山した。

坑内掘りの技術の進歩、機械化にも関わらず地下採炭は湧水、可燃性ガス、火災や落盤など多くの問題を残したまま1995年の空知炭鉱（歌志内市）閉山を最後に空知から坑内掘り炭鉱が全て消滅していったのである。

2. 福島第一原発事故と廃炉作業

福島第一原発事故から2年10カ月後の2014年1月15日に現地を見学に行った。左の写真は私が富岡町帰還困難区域南側に立っているものです。さらに南側には第二原発がある。ガイガーカウンター（放射線線量計）は18・56μSv/hを示し鳴りつばなしであった。時計も止まったままである（その後撤去されている）。あれから約9年近く経つ



富岡町南側隔離ゲート前

が、最近の報道によれば毎日4000人の職員が廃炉作業に係り、放射線量が高いためデブリの取り出し作業はロボットを使っている難作業が続いており2051年（残り29年間）まで続くとの事である。

3. 原子力発電環境整備機構（NUMO）の動画「地下3000mの世界」

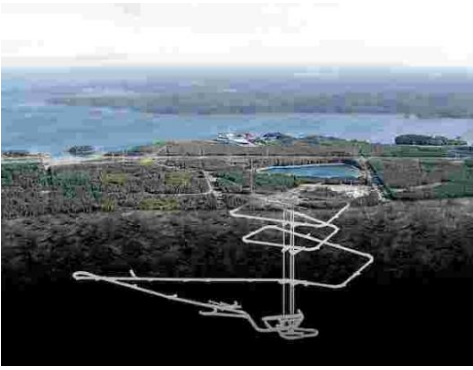
動画では、地下300m以深は天然バリア岩盤であり、地上で①ガラス固化体②オーバパック（地下水の接触を避ける）③人工バリア（緩衝材ベントナイト）と3つの人工バリアを施して最後に天然バリアである地下300m以深に核ゴミを埋めれば長期に亘り人間の生活環境から隔離ができ「人間の管理を必要としない安全な方法」と解説している。最初はフィンランドのオンカロ（次のページ写真上）を解説しているのかと思ったがそうではないようだ。地震も火山もない頑丈なプレート上にある北欧を例えて日本も同じように地下3000m以深は安全な世界、と言いたいようである。

内閣府防災情報のページを見ると、世界で発生したマグニチュード6以上の地震のうち約2割が日本で発生し、活火山も世界全体の約1割が日本に集中している。フィンランドには火山もないし地震も起きていない。北欧は固いプレートの上にある国がほとんどなのに対して日本は4枚のプレートの（4面に続く）

原発と核ゴミ処理（地層処分）の安全管理を考える 〈3面の続き〉

境界線上に位置しており常に危険にさらされている。小泉純一郎元首相は2013年8月中旬にオンカロを訪問し「日本の場合、そもそも捨て場所がない。原発ゼロしかないよ」と言ったのが普通の肌感覚と思うのだが。

しかもフィンランドには原発は2か所（4基）しかない。対して日本は2011年3月11日時点で54基の原発があった。この時日本の発電量のうち原発の占める割合は全体の約30%あったが、2022年6月時点で稼働中は4基のみで、全発電量の4・3%（2020年）を占めるに過ぎない（図1）。



フィンランド オンカロの坑道、坑内図

4. 寿都町の地層と黒松内低地断層帯 (図2)

岡村聡先生の解説では寿都町において科学的特性マップ（経産省、2017年）が示す地層処分として好ましくない要件が2つあり「断層活動」と「鉱物資源」との事。寿都町の周辺は

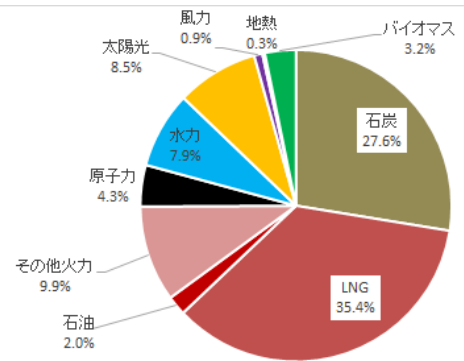


図1 日本全体の電源構成2020年速報

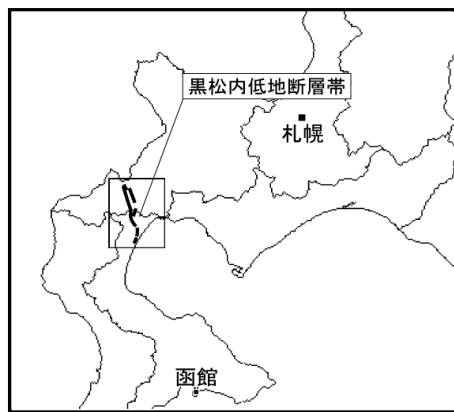
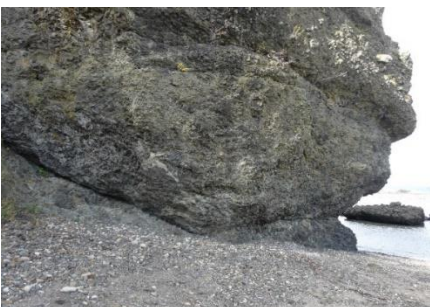


図2 寿都町と黒松内低地断層帯

黒松内の活断層（約32km以上）から続いていてさらに東西からプレートの圧力を受け割れ目ができている（写真下）し、寿都町周辺の代表的地層・岩石は700〜1000万年前に海底中で噴火した溶岩・火山灰と泥岩で、水中での火山噴火によりマグマの急冷による大小の礫と細かな火山灰に粉砕された水冷破砕岩（という）との事で



弁慶岬から見下ると波食棚にみられる割れ目（北西―南東方向）が発達



寿都町沿岸の水冷破砕岩（亀の甲羅状の岩塊）

ある。実際に海岸沿いの岩石を触れてみたが、ポロポロ崩れ落ちてくる。マグマが地上に流出する時に亀の甲羅状になったりするそうである（写真左）。空知炭鉱の地層（約5000万年前）と比べてさらに新しく固まっていない言わば軟弱地層といえる。しかも政府地震調査研究本部の黒松内低地断層帯の説明（2019年2月）でも「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する（M7・3程度以上）確率

が我が国の主な活断層帯の中では高いグループに属することになります」と書かれている。炭鉱のように最新の技術で地下300m以下まで坑道を掘り進め粘土で固めたとしても近い将来、劣化や湧水対策は必要となり、地震や火山噴火が起これば坑道が破綻する事は容易に想像され、とても10万年の隔離が必要な核ゴミを安全に保管する事などが素人目にも無理と思われた。

5. 「子どもたちに核のゴミのない寿都を！ 町民の会」との懇談（写真左）
町民の方々の率直な意見を聞くことができて有意義だったが、国レベルの問題をたった2800人余りの町民に責任を押し付けているようで、国の責任は大きいと思う。おわりに

人間は自然の力を利用できこそすれ、制御することは不可能である。炭鉱採掘での歴史をみても日本の地下地層はどこも安全なところはない。わずか4・3%の電力は原発以外でも達成できる。二度と原発事故を起こさないための最善の方法は今ある原発を早く廃炉にする事である。



寿都町総合文化センター ウィズコム 「核ゴミ問題を考える北海道会議」 川原茂雄様の許可を得て掲載

日弁連 第 64 回人権擁護大会 旭川市で開催

高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を見直し決議

9月29・30日、日本弁護士連合会・第64回人権擁護大会が北海道旭川市において開催されました。

シンポジウムでは二つの分科会が開かれ、そのひとつのテーマが「高レベル放射性廃棄物問題から考える脱原発／原発に頼らない、地域社会と日本のエネルギー自立」でした。

当テーマでは、世界は2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーへの転換を加速させていること。その過程で、日本は、原子力発電を重要なベースロード電源と位置付けているが、安全性、経済性、安定供給性の問題に加え、放射性廃棄物の処分方法がいまだに確立されていないという深刻な問題がある」と指摘。原子力発電所の運転等により不可避免的に発生する使用済み核燃料を含む高レベル放射性廃棄物およびその処分は、将来世代にもまたがる重大な問題としていいます。

さらに、地方自治体が、原子力発電所や放射性廃棄物処分等に関する交付金に依存することなく、地域資源

を最大限に活用して持続可能な地域社会を実現するための方策について考え、これからの地域社会・日本のエネルギーの選択、そして自立のあり方について、多くの会員、市民が関心をもち、ために議論をされました。

脱原発、2050年カーボンニュートラルに向けての課題の基調報告を始め、高レベル放射性廃棄物処分はどうあるべきか、「地層処分の適地はあるか」、処分の在り方の合意形成・寿都町の視察報告・町民の声、持続可能な地域社会に向けて、専門家、自治体、住民等からの積極的な発言・提起がありました。

翌30日には「高レベル放射性物質の地層処分方針を見直し、将来世代に対し責任を持てる持続可能な社会の実現を求める決議」(下記掲載)が採択されました。

高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を見直し、

将来世代に対し責任を持てる持続可能な社会の実現を求める決議

現在及び将来の世代が良好な環境の中で、健康で文化的な生活を営むためには、持続可能な社会の実現が不可欠である。必然的に放射性廃棄物を生み出す原子力エネルギーの利用や地球温暖化による気候危機は、いずれも将来世代に対しリスクや負担をもたらすものであり、持続可能な社会とは相容れないものである。

当連合会は、既に1976年に原子力エネルギーの危険性について懸念を表明していたが、2011年に福島第一原子力発電所事故が発生した。その後、2013年の第56回人権擁護大会において、既設の原子力発電所(以下「原発」という。)についてできる限り速やかに全て廃止することを決議し、2014年の第57回人権擁護大会においては、原子力発電の高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を撤回することを求め、一貫して、人の生命・身の安全や環境に対する重大な脅威をもたらす原子力エネルギーの利用に反対してきた。

また、当連合会は、1997年8月に「地球温暖化防止のための日弁連提言」を公表し、2009年の第52回人権擁護大会における「地球温暖化の危険から将来世代を守る宣言」、2021年の第63回人権擁護大会における「気候危機を回避して持続可能な社会の実現を目指す宣言」、同年6月の「原子力に依存しない2050年脱炭素の実現に向けての意見書」等において、気候危機は重大な人権問題であると指摘した上で、2050年までに脱炭素(二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること)を実現するための道筋として、2030年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で50%(2013年比55%)以上削減し、電力供給における再生可能エネルギーの割合を50%以上とする目標を設定すること、2050年までに電力供給における再生可能エネルギーの割合を100%とするを目指すことなど、一貫して、地球温暖化による危機を回避するよう求めてきた。

しかしながら、政府は、2021年10月22日に閣議決定した、日本のエネルギー政策の基本方針となる第6次エネルギー基本計画においても、原子力発電について「重要なベースロード電源」との位置付けをいまだに維持し続けている。また、同基本計画では、2050年においても火力発電を相当程度維持するとしているなど、脱原発・脱炭素に向けた取組は極めて不十分である。前述の2021年の第63回人権擁護大会宣言及び意見書を(6面に続く)

〈5面の続き〉

踏まえた取組を強化する必要がある。

原子力発電に関しては、その危険性もさることながら、処分困難な高レベル放射性廃棄物をこれ以上生み出し続けることは到底容認できない。長期にわたり強い放射能を有する高レベル放射性廃棄物は、現在の科学的・技術的知見では、日本において将来にわたり安全性を確保できる地層処分を行うことは困難である。高レベル放射性廃棄物の処分方針については、科学的・技術的知見の進展と世代間倫理を踏まえ、国民的議論を経て決める必要がある。原子力に依存せず、気候危機を回避して、持続可能な社会を実現するためには、エネルギー問題に対する日本全体としての取組が必要であるとともに、地方自治体が、自らの有する地域資源を最大限に活用し、持続可能な地域社会に向けた主体的取組をより一層推進させることが重要である。

よって、当連合会は、以下のとおり提言する。

1 国及び地方自治体は、気候危機問題、エネルギー政策及び原子力政策において、世代間の公平性と将来世代の人権に配慮し、短期的な利益追求や課題への対処にとらわれずに政策決定をすべきである。

2 国及び原子力発電事業者・核燃料の再処理業者等は、使用済み核燃料を含む高レベル放射性廃棄物について、以下の方策をとるべきである。

(1)再処理施設等の核燃料サイクルを速やかに廃止すること。

(2)使用済み核燃料については、原発をできる限り速やかに廃止してその総量を確定させ、また、再処理せず直接処分すること。

(3)地層処分を前提とする現行の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を一旦廃止し、一時的な保管を含む廃棄物の処分方針について、以下の内容を踏まえた新たな枠組みを持つ法制度を設けること。現在世代の責任を明確にするため、新たな法制度に基づく会議体等において処分方針に関する議論を開始するとともに、処分方針は、同制度の下で合意した内容を基本とすること。

① 会議体等は、高い独立性を有し、多様な意見や学術分野の知見を反映するような人選とし、その人選については公開性・透明性が確保されること。

② 十分な情報公開の下、市民が意見を述べる機会が保障され、話し合いの過程を公開・記録し、後日、意思決定過程が検証できるようにするなどして、市民の参加権・知る権利を保障すること。

③ 会議体等の議論においては、複数の選択肢及びそれぞれの選択肢のリスクと安全性を示すこと。議論に関連する科学的・技術的情報についてはその信頼性・不確実性を適切に認識できるようにすること。

④ 将来世代の利益・決定権を不当に侵害しないよう、一定期間ごとに処分方針の見直しを行い、いつでも従前の方針を全面的に変更することができる制度とすること。

3 国及び地方自治体は、地方自治体が、原発や放射性廃棄物処分場等に関する交付金に依存することなく、自らの有する地域資源を最大限に活用して持続可能な地域社会を実現するために、以下の施策をとるべきである。

(1)地方自治体は、住民参加及び住民との情報共有を徹底するとともに、地域活性化に当たっては事業者や住民の主体的な参加を重視し、地域主体で、エネルギーの地産地消等を含めた地域経済の好循環サイクルを確立すること。

(2)国は、地方自治体の団体自治を侵害するような形態の広域連携等の政策の推進をやめ、地方自治体が自立的に様々な取組を行うことを可能にする法的・財政的制度を整備すること。

当連合会は、将来世代に対し責任を持てる持続可能な社会の実現を目指し、本決議の実現のために、今後も全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2022年(令和4年)9月30日

日本弁護士連合会

3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑬

原発賠償関西訴訟 第33回 口頭弁論 (下)

意見陳述 原告 森 松 明 希 子



5月26日、大阪地裁において原発賠償関西訴訟の第33回口頭弁論が開かれ、原告団代表の森松明希子氏が意見陳述を行いました。この日は、子ども甲狀腺がん裁判弁論と重なり、森松氏は子どもたちを守ってほしいという強い連帯の気持ちを込め、11年間の損害や被害の重要性を陳述されました。前号に続き、その陳述内容です。

4. 避難は終わっていない

福島をはじめとする放射能汚染地から続々と逃れる人がいる反面、戻る人もいます。福島原発事故から数年後には、避難する人より戻る人のほうが多いと喧伝され、これもまた、避難する状況にない、非常事態は終息したという宣伝に用いられるわけです。

しかし実際のところは、「原子力緊急事態宣言」は現在も発令されたままで、今現在も緊急事態宣言下にあるのです。緊急事態宣言を解く事ができないのは、国際基準（国際原子力・放射線事象評価尺度 International Nuclear and Radiological Event Scale, INES）からしてもレベル7の事故が終息していないからです。

さらに、モニタリングポストの空間線量こそ水素爆発直後の線量よりは下がったというだけであって、土壌（土）には、まだ何万ベクレルもの汚染があり、何よりも、38万人ほどの福島県民の子どもたちを調べただけでも300人の子どもたちが小児甲狀腺がんを発症し、私の子どもたちと同世代の子どもたちの身に明らかに異変が起きているという事実があるので

す。そうであるにもかかわらず、実際に避難している人の人数さえもともに数えられたことはなく、何人が避難したのかも、そのうちの何人が戻ったのかも、11年経っても明らかではないというのが日本の現状です。

私もこの11年間で、何人もの母親の避難させてもらえなかった涙とともに、「住み慣れた我が家に帰りたい」「子どもが父親と離ればなれで泣き続ける」「自力での避難費用が底をつき、精神的にも経済的にも不安におしつぶされてしまっ

た」と泣きながら帰還していった母親の姿を見てきました。その声は、「復興」「頑張ろう福島」の大合唱にかき消され、いつも「ない」ことにされています。

非常事態であればあるほど、実際には「逃げる」ことは許されません。心を一つにして、一丸となって頑張れと鼓舞されます。その雰囲気の中、本当はいやだ、逃げたい、と思っても、抗い実際に行動に移せる人がどれだけいるのでしょうか。

確かに、避難せずに「ごまかれ」という命令こそ出されはしていません。そして、多くの人が放射能汚染の「ある」場所にとどまっています。

でも、汚染地にとどまる人々が、みんな安全だと思つてとどまった訳ではありません。少なくとも人たちが、被ばくのリスクにおびえながら避難できずに生活しています。

被ばく防護のための施策があれば、状況は違つたと思います。もっと多くの人々が、被ばくから身を守るため、避難することが出来たと思いますし、多くの被害者がこれほど全国各地で声を上げ続けなければならぬこともなかったと思います。

少なくとも、被ばくから身を守るための何の制度も施策もない中で、放射能汚染があるところに、私は避難を終えて子どもたちを連れて帰還することは、考えられないです。放射能汚染をばらまいた側が、客観的な汚染の事実や住民の心情も把握せず、合理的根拠もなく「いつまで避難と言いつけるのか」とか「避難はもう終わりですよ」と勝手に避難の終期を決めることもありえないことだと思えます。

5. 「平和のうちに生存する権利」について

裁判官のみなさんは、「平和」とは何かと子どもにたずねられたら、何と答えますか？

私は、平和とは、平穏な日常の暮らしそのものがあることだと思えます。住み慣れた家や町で、家族で毎日の食卓を囲み、「行ってきます」「行ってらっしゃい」「ただいま」「おかえりなさい」「おはよう」「おやすみ」と顔を見て挨拶や言葉を交わし、子どもの健やかな成長とともに見守り育てるというあたりまえの日々の暮らしそのものであると思います。

<8面に続く>

3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑬

原発賠償関西訴訟 第33回 口頭弁論 意見陳述 (下) <7面の続き>

その平和な暮らしが3・11以降、原発事故により一変し、奪われました。空気・水・土壌が汚染される中、私は、幼い子どもたちに汚染された水を飲ませてしまいました。また、自らも汚染された水を飲み、0歳の娘に母乳を与えてしまいました。葉物野菜や乳牛の出荷停止が続く中、人間にだけ放射性物質が降り注がないわけではないのです。

知って被ばくすること、何も知らされずに被ばくさせられることは、まったく意味が異なるのです。

一体どれほどの初期被ばくを重ねたのかも定かではなく、避難していても、とどまる人と同じよう

に、将来いつ自分や被ばくに脆弱な子どもたちに影響がでないだろうかと「核の脅威」にさらされ続けているのです。

だからこそ、避難元の客観的な汚染の事実を知った今、私は、これ以上、1マイクロナンシーベルトたりとも無用な被ばくを重ねることはしたくないですし、被ばくの生涯積算量を無駄に増やしたくはないのです。被ばくを拒否することも、それを拒否して自身の被ばく量をコントロールする権利も私たちの側にあり、国がその圧倒的な権力で基本的人権を蹂躪し続けている現状を一刻も早く改めてほしいと願っています。

戦争でなくても「逃げることは許さない」という雰囲気は容易に作り上げることができていることを証明し続けているような11年間でした。避難し(続け)たくても出来なかった人の声は一切表には出てきません。かろうじて避難できた私たちも「非国民」とか「歩く風評被害」、「風評加害者」などと揶揄され続けています。

さらに、東京高裁の法廷では、あろうことか、区域外避難者の損害賠償を認めると、「自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となる」(令和元年9月11日付け国側第8準備書面

27頁)と国は主張しました。

国土を放射能で汚染したのは、私たちではありません。原子力発電所を動かしていた東京電力と、唯一の規制権限を持つ国が事故を防止する義務を怠ったからです。責任転嫁も甚だしい厚顔無恥な主張を繰り返す国と東京電力によって、私たち被害者はさらなる苦痛を与えられ続けています。

有事のときこそ、国策による人権侵害が横行するのです。

来月2022年6月17日には、最高裁判所が国の責任を認めるかどうかの判断を下します。絶対に忘れてはならないことは、裁判所がどのような判断を下したとしても、客観的な汚染の事実が消えてなくなるわけではないということ。科学的には、半減期をすぎれば低減していくというだけで、客観的な放射能汚染の事実が今なお厳然と存在し、同時に、私たち原発事故による被害者は、国策によって稼働していた原発の事故によって苦痛を受け続けながら存在しているのです。

目には見えないのを良いことに、放射線被ばくの問題から目をそらし、なかつたことにする、もしくは、終わったことにすることは、不誠実かつ欺瞞に満ちています。「被ばくしたくない」、「健やかに平穏に暮らしたい」、という、人と

してあたりまえの暮らしそのものが奪われ続けているという被害事実は今もあるのです。

なぜ、被ばくから身を守るための保護も救済もありません。11年間、私たちは放置されなければならぬのでしょうか。

なぜ、被ばく情報を直後も知らせてもらえず、今なお、私たち周辺に暮らしていた人々は、一体どれくらい被ばくしたかも知らされず、被害もなかつたことにされなければならぬのでしょうか。

<9面に続く>



大阪地裁前 入廷行進



『災害からの命の守り方』(文芸社 2021年)



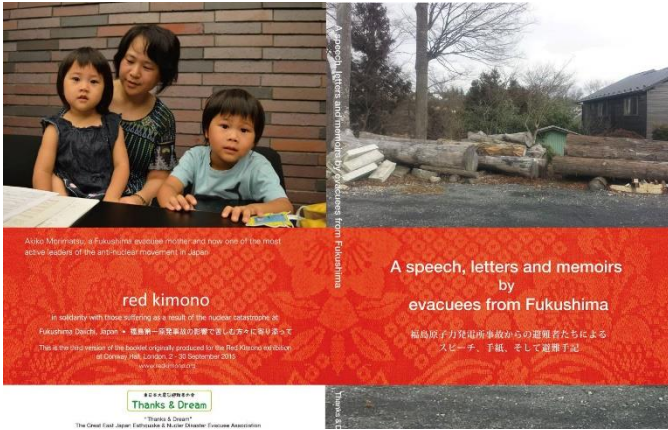
『母子避難、心の軌跡』(かもがわ出版 2013年)

3・11から11年

シリーズ【福島を告発する】⑬

原発賠償関西訴訟 第 33 回 口頭弁論 意見陳述 <8 面の続き>

『レッドキモノ』3人の母子避難者の証言集(日英両語版)



なぜ、将来にわたり、生涯積算被ばく量を自分でコントロールできないのでしょうか。

放射能をばらまいておいて、無主物だとか、原状回復できないだとか、多くの人が我慢してそこに住んでいるからだとかは全く理由になりません。

誰しも、無用な被ばくを本人の意思に反して強いられる根拠はありません。この問題は、人の生命・健康にかかわる基本的な人権の問題なのです。

そして、人間の尊厳に関わる問題であると私は思っています。

この裁判を通して、核被害の脅威にさらされた時、被ばくを強いられる側に立つのか、それとも被ばくから人々の命と健康を守る側に立つのか、司法がどちら側に立つのか、明らかにする必要があります。

被ばくするかしないかは「私が決める」、無用な被ばくを強いられることに対しては「私も引かない」というのが私の今の思いです。

被ばくにもっとも脆弱な子どもたちが守られる社会を実現するため、今こそ裁判所の役割を果たしてほしいと思います。そして、司法のあるべき姿を次世代に見せてほしいと私は願っています。

この裁判で、国の責任がみつめられ、その上で、被害実態に見合った損害が認定され、人としての尊厳が、これ以上踏みにじられることのない公正な判断がなされることを、心から期待しています。

私は、放射線被ばくから免れ、命を守る行為が原則であり、それを社会の共通認識にすべきと考えます。

裁判長、人の命や健康よりも大切にされなければならぬものはあるのでしょうか。以上

(意見陳述を終わります)

東日本大震災避難者の会

Thanks & Dream

わたしは、2011年5月、福島の災害から逃れるために、二人の子どもを連れて避難しました。

原発事故直後、放射能汚染は広がりました。

わたしたちには、情報は知らされず、無用な被ばくを重ねました。

空気、水、土壌がひどく汚染される中、わたしは、汚染した水を飲むしかなく、赤ん坊に母乳を与えてしまいました。

放射能から逃れ、健康を享受することは基本的原則です。日本の憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」と書かれています。

しかし、日本政府は市民をまもるための施策は、ほとんど実施してきませんでした。

そのうえ、日本政府は放射線量の高い地域への帰還政策にばかり力を注いでいます。

日本政府は、国連人権理事会での勧告を、ただちに、完全に受け入れ、実施をしてください。(以下略)

2018年3月19日国連人権理事会での森松明希子演説

2018・3・19 国連人権理事会での森松明希子演説 抜粋

歴史から見る放射能障害

人はどう放射線被バクを経験して来たか

室蘭工業大学 名誉教授 宮尾 正大

レントゲンは最初、自分の見つけたことを誰にも言わなかった。二月の間、レントゲンは自分が見た不思議なものを理解するために、自分の研究室で、食事も睡眠も取りながら、一心に実験を続けた。1895年11月8日から始まった2ヶ月間、同僚たちの質問にも「ただ面白いものを見つけたんだ」と答えるだけだった。実験机に置かれた、真っ黒な紙で覆われた真空管から、不思議な物体が放射されて、壁に掛けられた蛍光体を淡く光らせた。人類が初めて放射線を見つけた瞬間である。(キャサリン・コーフィールド／友清裕昭「被曝の世紀」から)

人類と放射線の関わりであるレントゲンのX線発見の始まりです。そしてそれは、1世紀を超える人類の放射線被バクの幕開けでもありました。

レントゲンの発見に続き、キュリー夫妻のラジウム発見、それに続く狂気のラジウムフィーバー。夜行時計文字盤工のダイアルペインター被バク、原爆実験被バク、長崎広島と、それは多くの命を奪い、福島まで続く人類の被バクの歴史の幕開けでした。そんな人類の被バクの黒歴史を概観します。

目次

はじめに

レントゲン、X線発見

〈ここから次号に掲載〉

ベクレル、自然放射線発見

キュリー夫妻、ラジウム発見

医療利用

裏に隠された悪魔の爪

ラジウムフィーバー

そして悲惨な事件が

被バクと追いかける規制

戦争の時代

フォールアウト

平和利用の果てに
残された課題

はじめに

私たち人類と放射線との関わりは、決して新しいものではありません。いや寧ろ、私たち地球上の生命は放射線とともに生まれてきたと言っても良いでしょう。ある説では、私たち生命の始まりは、宇宙空間の放射線の環境で生まれ、地球に隕石等と共に飛来して生まれたかもしれないのです。

しかし、人類が道具として放射線と付き合うようになったのは、今からわずか120年ほど前ではないでしょうか。

人類の受け身でない放射線との付き合いは1885年のレントゲンのX線発見で始まります。レントゲンは真空管に高電圧を加えた時、陰極から放出される陰極線の実験中に、未知の光線が放出されるのを見つけ、光線X、すなわち「X線」と報告します。X線はその透過力からすぐに医用利用が始まります。

一方、ベクレルはX線が蛍光物質から放出される光線に違いないと考え、ウラン化合物を利用してX線を検出しようとします。しかし意に反してウラン化合物からは別の未知の放射線(まだこの時は放射線の名前はありませんでした)が放出され、写真乾板を黒化するのを見つめます。自然放射線の発見です。

ベクレルの発見したウランの放射線は決して強い物ではありませんでした。もっと強い放射線が出ていればとくに発見されていたでしょう。そしてウランを取り出した鉱石の残渣の方がより強い放射線を放つことをキュリー夫妻は気がつきます。そしてその中から2つのより強力な放射性物質を見つめます。ポロニウムとラジウム

△です。

X線やラジウムの放つ放射線が、強い透過力を示すだけでなく、人の皮膚を破壊することをジュリオ・キュリーは見つけます。当時不治の病だと恐れられていた癌治療への利用が始まります。放射線と医療との深い関係の始まりです。そしてその陰に医療従事者やX線装置の製造者の殉死が続きます。

医師やX線製造者の恐怖から放射線の基準制定はスタートします。放射線の規制は墓石の上に構築されました。

レントゲン、X線発見

19世紀は電子の時代でした。物を擦ればパチパチ言い、天空を揺るがし火柱を上げる物が、ものと物を擦ることでも何かが移ることにより起きることは古くから知られていました。それが、1800年にボルタが作った電池のおかげで、電任せではなく、自由に流せる形で使えるようになりました。しかし、空気の中では伝わらず、金属の中では自由に移動できる電気の正体は謎のままです。科学者たちはその正体を暴くことに血眼になります。

〈11面に続く〉

歴史から見る放射能障害

<10面からの続き>

1855年、空気を抜いたガラス管の中で白熱した物質から何か得体の知れない物質が放出されることを見つかりました。ガイスターとブリッカーの発見です。今まで物質の中に隠れ、人の目に触れなかった電気が初めて姿を見せたのです。フランクリンが決めた樹脂電気のマイナスの極から飛び出してガラス電気のプラスの極に向かう粒子で、エネルギーと質量を持ち電気を帯びて磁石で曲がる不思議な物質でした。陰極から放出されるので「陰極線」と名付けられます。後に高い電圧をかけると白熱させなくとも放出されることがわかります。

これが粒子なのか、それとも光のような波動なのか、当時の科学者は二派に分かれ色めき立ちます。世界の科学者が、ガイスターの作ったガイスター管や、その改良されたルックス管を使って実験をします。

高名なドイツのヘルツは、電子線が金属の薄膜を通り抜ける事ができることから、陰極線は粒子ではないと考え、助手のレナルトに白金の薄膜を貼った特殊な窓付きの放電管を作らせ、陰極線を空気中や他のガス中に取り出す実験を勧めます。レナルトはわずか2cmほどですが電子線を空中に取り出すことに成功します。

この実験に興味を抱いた科学者がいました。レントゲンです。レントゲ

ンは着任したヴェルツブルク大学で「レナルト管を」手に入れ、1894年に実験を再現します。ロベルト・シューマンが「素晴らしく美しい五月に」と歌った5月の頃でした。



レントゲンは多分陰極線以外の何かを探していたに違いありません。陰極線以外の何か、光線を。そして1895年11月8日、見つけたので

す。空气中僅か2cmしか届かない陰極線と違った何者かが離れた机の上の白金シアン化バリウム蛍光板を光らせるのを。放電管は黒い紙に覆われて光は漏れない。それなのに放電管に電圧をかけて陰極線を発生すると光り、電流を切ると消える、不思議な光線の発見を。

レントゲンは見つけたことに夢中になってしまいます。それから2ヶ月、食事も睡眠も自分の研究室でとり、不思議な光線を追い求めます。蛍光板と放電管の間に色々なものをかざし、中には自分の手を差し入れます。それは、紙や銅、布など目に見え

る光を通さない物質は通り抜けるが、ある種の金属やガラスそれに人間の骨などを通り抜けられませんでした。そして写真に写ります。

レントゲンは自分の見つけた「も」に良い印象は持っていないが、小さい円盤を手を持ってかざした時、手に持った円盤のはっきりした陰影に加え、人差し指と親指の輪郭とその中の骨が明瞭に見えました。その時身震いしたと話しています。生きた組織の中の彼の骨が、幽霊のように写っていたのです。レントゲ

ンは時にはレントゲン夫人の写真を写し、彼女の骨と指にはめられた結婚指輪の写真まで写しました。夫人の反応も否定的です。レントゲ

ンはその時の話を「バルトは一瞬息を飲み、この骨のようなものが実は彼女の手であり、自分の骨を見ているのだと説明されて、ソッと背筋が寒くなるのを覚えた：なんとなく早死にの前兆になるのではと心配した」と話しています。

レントゲンは初めそれを誰にも言いませんでした。同僚たちの訝りと質問に口をつぐみ、友人の質問にも「面白いものを見つけたんだ」としか答えませんでした。レントゲンは恐れていたのです。誰でも試みている陰極線の実験です。他の誰かが先に見つけるのではないかと。

12月末、レントゲンは論文をヴェルツブルグ物理医学協会に提出します。特別処置として査読抜きで掲載してほしいとの手紙をつけて。

論文「放射線の新しい種類について」は世界に衝撃をもたらします。そしてレントゲンはこの新しい光線に「謎」の意味でX光線（X Strahlen）と呼びます。

レントゲンの「光線X」論文は、19世紀末の科学会に凄まじい衝撃を与えました。論文は12月28日にその重要性を認識した地元のヴェルツブルグ物理医学協会会報に即刻掲載されます。続く1月1日には印刷され、レントゲンは年賀状代わりにヨーロッパ中の90余人に送りまし

た。当時、陰極線の奇妙な様々な性質はよく調べられていました。多くの大学や研究所の物理教室(研究室)には、ルックス管やリウムコルフト誘導コイル(ニスラコイル、数十ボルトの電圧から高電圧を発生させるトランス)などが行き渡っています



歴史から見る放射能障害

<11面からの続き>

た。その放電管から「光線X」が放出されるといふ驚愕のニュースは物理学者、医学者の関心を呼び、瞬く間に世界中の追試が行われます。1年間で1044件の「光線X（以後X線と書きます）」に関する論文が報告されます。大X線ブームが巻き起こったのです。ちなみに日本には長岡半太郎博士の手により、船便で日本に2月20日に届いたそうです。

では、その当時誰もX線が陰極線から生まれることに気がつかなかったのでしょうか、それほど実験装置が行き渡っていたのに。実は「光線X」の尾を踏んだ人はいたのです。ただ気が付かなかっただけです。

レントゲンが光線Xを発表する4年前、アメリカペンシルバニア大学のグッドスピードはルックス管を使って写真を撮影しようと思い、放電管の脇に置いておいた写真乾板に、重石においたコインの陰影が写り込んでいたのを見つけます。しかしその原因を究明せずにしまい込んでしまいます。X線写真の第1号です。

発明の元となったルックス管の発明者、ルックスも写真乾板が被って（光を当てないのに感光すること）しまうことを経験しています。ルックスは真空放電の写真を撮影しよう

として何度もイルフォード社の写真乾板を用いて写真を撮ろうとしましたが、何度やっても被ってしまいませぬ。ルックスはイルフォード社にクレームをつけましたがその原因までは追求しませんでした。

交流発電機で有名なテスラも逃しています。テスラは1887年にはX線による蛍光を見ています、ただX線とは気がつかず。さらに1891年には自らの手の骨やウサギの骨格などを観察していますが、忙しさに紛れて追求をしませんでした。ただ見つけることと興味を持って意識して見つけることの違いです。

直接の発見機材、レント管を開発したレントンはどうだったのでしょうか。実はレントンは陰極線を検知する蛍光物質には白金シアン化バリウムを使っています。レントンの使っていた蛍光材料は有機物のケトンでした。ケトンは電子線では発光しますがX線では発光しません。レントゲンは未知の光線を見つけようと、いつも使っている白金シアン化バリウムの蛍光板を意識して使ったのです。これが大発見につながったのです。

本論文は2019年1月19日に「原発やめよう！登別の会」で講演されたものです。

〈次号に続く〉

〈1面の続き〉

原発の新增設および福島第一原発事故の最大の教訓である原発の40年運転制限を撤廃することに強く反対する声明

本来は火災のリスクから全て難燃性ケーブルに取り替えなければならないはずだが、実際にはそれが困難であることから、現実の老朽原発では、複数のケーブルを防火シートでくるむだけの対策でよしとされてしまっている部分もある。

金属や、コンクリートの経年劣化による安全性低下も懸念されている。特に長期の運転による核燃料からの中性子照射に伴う原子炉容器の脆化問題は深刻である。原子炉容器は基本的に取り換えることが困難であるが、脆化が進行すると緊急炉心冷却装置の作動など、原子炉を冷却する事態が生じた場合に、原子炉容器自体が破損し大量の放射性物質が漏出する極めて重大な事故につながるおそれがある。

この中性子照射脆化に関する審査基準については、専門家からは脆化進行に関する予測式が理論的におかしいとか、例えば高浜原発1号機に関しては、運転後30年目に行った予測の結果と40年目に行った予測の結果に大きな違いが生じるなどの重大な問題点が指摘されている。

現在の知見では長期の運転に対する十分な審査基準が確立されているとは言い難く、実際の規制委員会による運転延長認可審査においても、徹底的に安全を確保しようとするのではなく、事業者の申請を鵜呑みにしてしまうような姿勢もみられることから、40年ルールを撤廃することには安全性に重大な懸念がある。

- 3 新增設については、エネルギー基本計画における「可能な限り原発依存度を低減する」という基本方針に明らかに矛盾するものである。この点、福島第一原発事故後に原発廃止を決定したドイツが、2022年末までに現在稼働中の3基の原発の運転を停止する予定であったものを2023年4月まで稼働可能な状態を維持するとしたが、これはロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー危機を受けての一時的なものであり、非常用の予備電源として停止時期を数か月延長したに過ぎない。ドイツの経済・気候相は、「原子力はリスクの高い技術であり、放射性廃棄物は世代を超えて負担になる」と指摘している。
- 4 原子力規制委員会は、福島第一原発事故の反省を踏まえ、「一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消する」ために、「中立公正な立場で独立して職権を行使する」委員会として設置されたものである。それにもかかわらず、原発を積極的に推進する現政権および経済産業省の新たな方針に意見はしないとの消極的な姿勢を示しており、その職責を果たしているとは言い難い。
- 5 今般、岸田政権が表明した原発の新增設および40年運転制限の上限撤廃は、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る」というエネルギー基本計画の基本方針に明らかに矛盾するものである。同事故、そしてその教訓を踏まえた法改正からわずか10年程度しか経過していないにも関わらず、その最大の教訓を覆そうとするものであり、到底受け入れられるものではない。しかも、国民の命や健康、生活そのもの、ふるさとすら喪失させるほどの危険性を有する原発の中でもさらに危険性の高い老朽原発について、運転期間の上限を撤廃しようとするのは、到底国民の理解を得られるものではない。

私たちは、原発の新增設および40年運転制限の上限撤廃について、重大な懸念を表明するとともに、強く反対する。 以上